

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 19 年 5 月 21 日
神社協規程第 35 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第 24 条第 1 項の規定に基づき常務理事(神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 常務理事の報酬は、月額 300,000 円とし、別に通勤手当を支給する。

2 報酬の支給方法については、正職員の例による。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第 3 条 常務理事が業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、正職員の例による。

(改 廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この規程は、理事会の議決を得た日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。(改訂第 108 号)

3 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 120 号)

4 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 143 号)